

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝浦町	横瀬地区(久国集落、棚野集落、中山集落、横瀬集落、与川内集落、坂本集落)	令和3年3月9日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	254.51ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	169.17ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	36.92ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.03ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

横瀬地区では農家の高齢化や後継者不足等のため、新たな担い手が必要である。みかん農家からは、収穫などの繁農期には人手の確保が難しく、経営規模の拡大は難しい、また、新規就農者には農道やみかんの改植など採算がとれる状態にして畑を渡さないと就農は難しいとの意見があった。鳥獣害被害が深刻なところがあり営農意欲の低下や耕作放棄につながっている。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

横瀬地区の農地利用は、認定農業者や新規就農者、意欲のある農業者の20経営体が担うほか、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○担い手への農地の集積方針

貸付け等の意向が確認された農地は、54筆、47,030.9㎡(令和3年3月1日時点)となっている。農業委員等と連携し、農地の出し手、貸し手に係る情報を把握し、両者を適切に結びつけるよう進める。また、集団化・連単化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、貸し出しを希望する農地は機構に貸し付けていく。中心経営体が営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○基盤整備への取組方針

農道をはじめとする農業基盤を整備し、多様な担い手の育成や確保、効率的な経営体制の確立に努める。

○新規・特産化作物の導入方針

農業支援センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

農家や猟友会の高齢化が進んでおり被害防止対策が困難な状態にあるため、若手の農業者などの狩猟免許取得を推進する。また、猟友会会員への負担軽減のためICT技術(捕獲わな遠隔通知システム)を試験的な設置やグレーチング防御や防護柵の設置し被害防止に取り組んでいく。

○新規就農の促進

農業次世代人材投資資金等を積極的に活用し、担い手の確保に努める。また中山間地域等直接支払制度等に加入を促進し、集落、地域で技術支援・サポートを行う。